

発言表（厚生労働委員会）

白石 洋一君（立国社）

加藤 厚生労働大臣

神田 内閣府大臣政務官

政府参考人	内閣府	黒田	内閣審議官
政府参考人	金融庁	石田	総合政策局参事官
政府参考人	総務省	森	大臣官房審議官
政府参考人	厚生労働省	達谷	高齢・障害者雇用開発審議官
政府参考人	厚生労働省	宮寄	健康局長
政府参考人	厚生労働省	鎌田	医薬・生活衛生局長
政府参考人	厚生労働省	小林	職業安定局長
政府参考人	厚生労働省	橋本	障害保健福祉部長

問1 雇用調整助成金について

令和2年4月14日

衆議院厚生労働委員会議事速報（未定稿）

緊急対応期間は6月まででなく、12月とするべき！

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○盛山委員長 次に、白石洋一君。

○白石委員 立国社の白石洋一です。

新型コロナ対策について伺います。

まず、雇用調整助成金です。

これは非常に大事な制度でありまして、今まで人材不足、人手不足と言われていた、それが、このコロナで一時的に仕事を休まないといけない、でも解雇はしたくない。それで、私の愛媛のところでも、この雇用調整助成金、使いやすくしてほしいという声が多く届いております。

それで、政府の方でも、手元にある配付資料に見られるように、改善はされて、そして、今回の補正予算でも計上はされている。

これを前提に、更に改善をしていただきたいというのが質問の趣旨で、まずは、早くしてほしいという事です。申請が複雑だ、それをやっとなさ申請しても待たないといけない、これを早くしてほしいということと、さらにもう一つは、見通しが欲しいということですね。これは、申請する

のは事業主です。事業主宛てのもう一つの持続化給付金というのはいよいよ十二月までの見通しがつくようになっていきます。しかし、これは緊急対応期間というのが六月三十日まで、もうあと二カ月のことになっていきます。

そこで、質問です。ここを延ばしていただきたい。支給限度日数というのを、左下のところに一年百日とありますけれども、これを三百にするというのがありますけれども、わかりやすさからいって、この緊急対応期間を、持続化支援金と同じく、六月から十二月まで延ばすということをやっていた方がいいんですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 期限のお話でありますけれども、これはとりあえずの期限として置かせていただいておりますので、別にこれに固執するというわけではありませんが、とりあえずこの三カ月間の緊急対応ということで位置づけさせていただいて、助成率等を上げさせていただきました。

したがって、これからの様子を見ながら、必要があれば延長するとか、いろいろな判断は当然あつてしかるべきなんだろうと思います。

○白石委員 ありがとうございます。

それは予算のところにちゃんと含まれているんでしょかね。国費が六百九十億、そして労働保険特別会計で七千六百四十億というふうにありますけれども、これはまた柔軟に見ていただけないかということ、理解してよろしいでしょうか。

○加藤国務大臣 国の予算の場合には既存の予算あるいは、雇用調整助成金の場合には積立金も使

自営業者の家族労働者に雇用調整助成金を

えます。それから、一般会計の場合には、今回、たしか特別の予備費もあると思います。すぐ予備費を使うかどうかというのはまた判断はありますけれども、そういった措置等、場合によってはいろいろなことも考えなければいけないと思いますが、財源的な措置については、今の中においても状況に応じて対応はできるというふうには考えています。

○白石委員 ありがとうございます。緊急対応期間、柔軟にこの六月、七月以降も対応するという理解をさせていただきます。

そしてまた、期間短縮の方もよろしく願います。申請から給付までの期間短縮のところもぜひお願いいたします。

そして、次ですけれども、自営業者が苦しんでいますね。雇用調整助成金というのは、基本は雇われている方々向けの制度ですけれども、この中で、雇用調整助成金の中で、自営業者の家族労働者、これも雇われていると考えることもできるんじゃないかということで対象とすべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

○達谷窟政府参考人 お答え申し上げます。

まず、雇用調整助成金の対象となる労働者は、助成金を受けようとする事業所における雇用保険の被保険者でございます。

その上で、個人事業の事業主と同居している親族につきましましては、原則として被保険者とならないことから雇用調整助成金の対象とはなりません。が、一定の条件を満たす方につきましては被保険者として取り扱われておりますので、雇用調整助

雇用調整助成金を申請するよう指導すべきでは

成金の対象となり得るところでございます。

具体的には、業務を行うに当たりまして事業主の指揮命令に従っていることが明確であること、それから二つ目といたしまして、就業の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること、三点目でございますが、事業主と利益を一にする立場、取締役等ということになります、そういうものではないことのいずれも満たしている同居の親族につきましては、雇用調整助成金の対象となり得るところでございます。

○白石委員 ここを、一定の条件ということで三ついただいて、それは全てアンド条件、全て満たしていないといけないということですから、ここも含めて柔軟に、そして周知の方も、労働局さんの方、よろしく願います。

次の質問です。

派遣労働者、派遣社員、弱い立場です。先日、長崎のテーマパークでも、派遣社員が先に切られた、派遣切りという報道もされていきました。

雇用調整助成金は、派遣社員というのは対象になっっているんですね。

○達谷産政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、雇用調整助成金の対象となる労働者は、助成金を受けようとする事業所における雇用保険の被保険者ということでございます。

このため、派遣労働者につきましても、雇用主である派遣元事業主の事業所において雇用保険の被保険者である場合には、雇用調整助成金の対象

になるところでございます。

○白石委員 対象になるということで、ただ、それは派遣先ではなくて派遣元が申請しないといけないということが確認できました。

そこで、大臣、弱い立場の方々がおびえております。そういう方々を救うためにも、業界団体を通じて、雇用調整助成金を派遣社員について適用するよう行政指導をすべきだと考えますけれどもいかがでしょうか。

○加藤国務大臣 今答弁させていただいたように派遣労働者の雇用の維持を図っていただくためにも、雇用調整助成金を積極的に活用していただきたいというふうに考えております。

厚生省としては、派遣事業者団体に対して、派遣先との労働者派遣契約の解除等があった場合は派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針に基づいて、派遣先とも協力して、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図っていただくこと、それができないときは、雇用調整助成金を活用し、まずは休業等を行うことによって雇用の維持を図っていただくよう、これは三月二十七日に強く要請をさせていただいておるところであります。

昨日も、これは派遣事業団体だけではありませんが、さまざまな団体に対しても、雇用を守るという立場からお願いをしたところでありますので、引き続き、派遣事業団体あるいは派遣元事業主に對しては、雇用調整助成金の活用等をしっかりと図って、派遣労働者の雇用の維持を求めているというふうに思います。

○白石委員 指針があつて、お願いをしていると

問2 生活支援臨時給付金「世帯30万円給付」について

いうことですけれども、引き続きここを強くお願いしたいと思ひます。切つてからでは遅いので、切る前にここを指導、お願い、要請をしていただきたいと思います。

次に、生活支援臨時給付金、一世帯三十万円の給付金について質問します。

ここは今一番いろいろな声が寄せられているところですが、政府の方でも、この世帯というところを柔軟に、広目に考えていくということがけさも報道されていきましたけれども、更に広げてカバーしていただきたい方がおられます。

コロナで出費が増えて「実質収入減」も含めるべき！

も、新型コロナウイルスによって出費がふえて、実質収入減の方もたくさんおられるわけです。給与のところがそれほど下がっていないにしても、出費がかさんで、実質収入減。例えば、実際にあった話ですけれども、子供が大阪の専門学校に進学します。子供の生活費としては、バイトを当てにして、それで相当子供の生活費は賄って、足りない分を送り出すというものが、バイトが全然だめで送り出すやさざるを得ないとか、あとは、やはり子供がずっといる子育て家庭は子供の食費、そして、それはオンラインで買物をしてるみたいなんです。

そして、勉強がなくてはいけないということでもオンライン教育をやったり、とにかく出費がかさんでしまう。こういった方々に対する生活支援臨時給付金というのはないんでしょうか。

○黒田政府参考人 お答え申し上げます。

今回の給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、急激に収入が減少し、生活に困って

「世帯30万円」7月以降も対象に！

いる世帯に対し、生活維持のために迅速かつ重点的に資金を交付するため、世帯の収入に着目し、可能な限り簡便な方法を目指しているところでございます。

御指摘のように、収入のみならず生活費等の出費も考慮すべきではないかという点につきまして、各家庭によって状況がさまざまであるため、納得感のある線引きが難しいという課題があるほか、迅速な支援のための簡便な手続とする必要性とのバランスも考慮する必要があるところであり、いずれにせよ、現在、総務省を始め関係省庁において、詳細な制度設計の検討が行われているものと承知しております。

なお、今回の緊急経済対策におきましては、子育て世帯に対する支援として、児童手当を受給する世帯に対象児童一人当たり一万円を上乗せする臨時特別の給付金を支援するほか、社会保険料の減免や公共料金の支払い猶予といった施策も盛り込んでいくところであり、こうしたさまざまな施策により、足元の生活に困っている世帯を支援してまいりたいと考えております。

○白石委員 線引きが難しいということですが、この制度の対象というのは二月から六月までというふうになっているんですね、この生活支援臨時給付金というのは。その月で、それまでは収入は減少するも条件に当てはまらないで、七月以降対象になった場合はどうなるでしょうか。

○黒田政府参考人 お答え申し上げます。

今回の給付金では、支給基準の設定に当たって

「世帯30万円」年金生活者も対象に！

は、本年二月から六月のうち、いずれかの一月でも基準となる収入を下回っていればよいこととしており、柔軟な対応を行っているところでございます。

御指摘のように、七月以降の収入減につきましてはこうした支給基準からは外れることとなりますが、例えば、六月に解雇通告があり、その時点で七月以降の収入減少が確実な場合などの取扱いについては検討課題の一つとして考えておりまして、いずれにしても、総務省始め関係省庁において、詳細の制度設計について検討が行われているところでございます。

○白石委員 ぜひ前向きにお願いします。これは、この制度が六月までという前提であれば、七月までもちゃんと拾っていけるように、ぜひ検討をお願いいたします。

そして、次は、年金生活者の方々の声、怒りの声が強いですね。年金生活者、主に年金で暮らしている方々で、それでは足りないから若干のパート収入、シルバーだとか、NPOで有償ボランティア的なこともしている、そういう方々にとって、収入が減った場合、対象となるんでしょうか。

○森政府参考人 お答え申し上げます。

生活支援臨時給付金は、感染症の影響を受け収入が減少し、生活に困っている世帯に対して、生活維持のために必要な資金を迅速に交付するという新しい給付金制度でございます。

お尋ねの、年金生活で年金以外のパート収入があったものが感染症の影響を受け減少した、そう

一人10万円の一律の給付にすべき

した場合については、基本的には、年金収入にパート収入を合わせた額に基づいて判断されることになるかと考えられますけれども、いずれにいたしましても、制度の詳細については、市区町村の意見も聞きながら早急に検討してまいります。

○白石委員 そういう方もカバーできるように、ぜひ前向きにお願いします。これは線引きの話で、ずっと線引きの話をしてきましたけれども、線引きがない形がいいんじゃないかというふうに思うんですね。

神田内閣府大臣政務官にお尋ねします。

この制度、生活困窮者、生活に困っている人への制度というのは、連続的、あるいは、ある意味定期的な給付にするべきだと思います、見通しをつけるという意味で。七月以降、終息するまでは一律給付にするべきだ。そうしたら、今まで言っていたような線引きが難しいとかそういう話もなくなるわけです。一律給付するべきじゃないか。

実際、今回の予算でも、この制度に対する予算というのは四兆円ですけれども、これでは足りないんじゃないか。十兆円ぐらいあってもいいんじゃないか。まだそれから比べたら六兆円もあるわけで、さらに、コロナによる生活困窮者がふえるということを考えたら、一律お一人十万円、これは十兆程度かかりますけれども、こういったことを今後、七月以降に向けて検討すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○神田大臣政務官 お答え申し上げます。

現在、国を挙げて感染拡大防止に最優先に取り組む中で、さまざまな活動の自粛やインバウンド

の落ち込みなどによりまして、飲食業、観光業、運輸業などを中心として大きな影響が生じておるところでありまして、既に多くの方々に著しい収入の減少が生じ始めているところでございます。

このため、今回の給付金ですが、急激に収入が減少して生活が困窮したり、暮らしぶりが大幅に悪化する可能性のある世帯に対して、生活維持のために迅速かつ重点的に資金を交付することとしているところでございます。

その上で、支援を必要とされる方々に十分手が届きますように、支給基準の設定に当たっては、本年二月から六月のうち、いずれか一つの月でも基準となる収入を下回ればよいということにいたしておりますし、そういった観点からも柔軟な対応を行っているところでございます。

いづれにいたしましても、現在、政府として感染拡大防止に全力で取り組んでおるところでありまして、現時点で、先生お尋ねの七月以降の状況についてということでございますが、予断を持って申し上げることは難しいという点を御理解賜りたいと思います。

○白石委員 いずれかの月で一月でも条件に当てはまればいいということも、これはメリットでもありますけれども、うまくやっている人と、そういったところをちよつと無頓着でわからない人との不公平も出てきてしまうということを考えれば、七月以降は一律で十分な、そして見通しがつく形で検討をお願いしたいと思えます。

次の質問です。
いろいろな実質無利子無担保の貸出しも用意し

問3 借入れを増やすのではなく、まず借入れの返済猶予を！

ていまずということ、今回の補正予算でも資金繰り対策というのがありますが、事業主あるいは個人のお声としては、借入れをふやすのではなくて、まずは借入れの返済の猶予をお願いしたい、銀行口座から引き落とされる、これがきついったと。やはり借入れするにはそれなりの時間がかかるわけですから、まず返済猶予をしてほしいという声が強いです。

これについて、政府の対応はいかがでしょうか。

○石田政府参考人 お答え申し上げます。

事業者から資金繰りに関する不安の声が非常に多く寄せられていることを踏まえまして、三月六日、金融担当大臣より金融機関に対しまして、既往債務について、事業者の状況を丁寧に見て、既アップしつつ、元本、金利を含めた返済猶予等の条件変更について、迅速かつ柔軟に対応することなどの要請を行っております。

こうした要請が確実に実行されるよう、金融庁におきましては、事業者の資金繰り支援の促進を当面の検査監督の最重点事項といたしまして、特別ヒアリングを実施するとともに、貸出しの条件変更等の取組状況の報告を求めています。今後、その状況を公表することとしております。

また、金融庁では、特別ヒアリングの中で、他の金融機関において参考になると思われる金融機関の対応事例を取りまとめて公表しております。その対応事例の中には、例えば数カ月先までの資金繰りの確認支援を能動的、プッシュ型で提案、実施しつつ、確認した資金繰りの状況に応じて元金据置き等の条件変更や新規融資を事業者に提示

するといった、積極的な事業者支援の実践に係る事例も存在してございます。

加えて、四月八日に、総理より官民の金融機関の代表者に対しまして、事業者の方々が事業を継続していくための力強い支援を迅速かつ柔軟に行っていたかどうかよう要請いただいたところでございます。

金融庁といたしましては、こうした取組を通じてまして、金融機関に対し、新型コロナウイルス感染症による影響を受け資金繰りが厳しい事業者に対する資金繰り支援をより一層強力に促してまいります。

以上でございます。

○白石委員 金融機関の努力を要請する、これは借入れしている人がお願いしたらそれに対応するということだけじゃなくて、金融機関の方から条件変更はどうかという、プッシュ型もあつていいと思います。

次は、リスケ先、リスケジュール、つまり返済計画を変更した先に対するコロナ対応の融資なんですけれども、これは、やはりコロナ融資というのは、返済計画に変更が生じるという場合に、金融庁がその後、金融検査でどういう扱いをするのかによって大きく違ってくるわけですね、民間金融機関の融資態度というのは。

リスケ先であっても、そこにコロナ融資をする、それによって返済計画が変わることであっても、後に行われる金融庁の金融検査においては柔軟に取り扱っていただきたいという声がありますけれども、いかがでしょうか。

○石田政府参考人 お答え申し上げます。

三月六日に、先ほど申し上げました、金融機関に對しまして既往債務の返済猶予などの条件変更について迅速かつ柔軟に對応するなどの要請を行ったところでございますが、こうした条件変更を行った場合の貸出債権の区分につきましては、事業者の実情を踏まえた金融機関の判断を尊重するということを要請文に明示いたしまして、また、金融検査においてその判断の適正性を否定しないということとしておりますので、金融機関におきましては、これを踏まえ、新規融資を含む事業者に対する積極的な資金繰り支援に取り組んでいただくよう求めているところでございます。

金融機関においてこうした要請の趣旨が確実に浸透するように、金融機関の対応状況等を特別ヒアリング等を通じてしっかりと我々としても把握してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○白石委員 紋切り型の検査姿勢だと問題が出てくるので、昨年検査マニュアルも廃止されたというところで、先ほどの答弁のように、その会社の実態を見た、経営状況を見た検査態度にするということを変更して確認させていただいたと思います。

民間金融機関も、そういう政府の方針を受けて返済計画の変更に応じた場合、これも報告すべきだと思ふんですけれども、金融円滑化法なんかはそういうことなんですけれども、報告についてはいかがでしょうか。

○石田政府参考人 お答え申し上げます。先ほど申し上げましたとおり、条件変更につき

ましては私どもの方で報告徴求を行っております、条件変更の件数等につきまして、我々の方で取りまとめ、また公表することとしております。

また、新規融資の方の取組姿勢等につきましては、特別ヒアリング等を通じまして、その実態について我々の方としては把握いたしまして、問題等がある場合にはこれの改善を求めていくということに對応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○白石委員 報告までは求めなくても、ヒアリングして、そういったことは、コロナ融資のリスク先、つまり業況がちよつと悪いところについても促していくようにお願いしたいと思ひます。

次は、治療薬、特にアビガン錠のことについてお伺いしたいと思ひます。

お手元の配付資料にもありますけれども、今まで何度か政府もアナウンスされてきて、私も混乱しやすいんですけれども、最初は、アビガンについて観察研究をしている、そして藤田医科大学が臨床研究をしていると。これは、言うところの上のところの観察研究は厚生省がやっていて、二番目の臨床研究というのが、実は特定臨床研究で、治験そのものではないということですね。先日、総理から発表があったのは、治験について支援していくといったことが出たと思ひます。ですから、今まで私は同じことを何度もアナウンスしているというふうに思っていたんですけれども、一応違うことをここまで三段階にわたって進めてきているということなんです。

問4 アビガン錠は他国で症例結果が出ていおり政府が治験を支援し緊急の薬事承認すべき

その確認のもとに、治験、これはもう早くしないといけないと思ひます。そして、他国で多くの症例、結果が出ているわけですから、緊急の治療開始が可能な、そういった治験にしたい。

そういった緊急の治療開始をしたような薬剤というの、これまででありましたでしょうか。

○鎌田政府参考人 御指摘の、他国で使用して効果があつたものを緊急に日本で使うべきだということでございますが、日本には、いわゆる薬機法におきまして、特例承認制度というものがございします。まさに国民の生命や健康に重大な影響を与える場合で、海外で使っているものについて承認する制度でございますが、過去一度、このことで承認いたしました。それは、平成二十一年度、海外で承認されておりました新型インフルエンザワクチン二品目をこの特例承認制度を利用して承認いたしました。

○白石委員 二品目を承認したことがあるということですね。

そしてもう一つは、今、政府の方から、二百万錠アビガンを製造するであるとか、あるいは、もう一つは、三十カ国からアビガンの供与要請があつたと。それに幾つかは応じているというふうに理解していますけれども、これは国際親善のほかに、我が国として何かメリットはあるのでしょうか。

○鎌田政府参考人 御指摘のアビガンの海外への供与ですが、これは臨床研究という形でお渡ししているものでございまして、そうした場合、海外、

提供した国におきましても臨床研究という形でこれは使われることになるというふうに考えてございます。

その場合こういったメリットがあるかということにつきましては、一般論として、海外で行われた臨床研究のデータにつきましても、例えば安全性に関するデータなどは、国内で行っている治験のデータを補足するものとして利用することが考えられます。したがって、こうしたデータも活用できるものは活用するという考えであります。

○白石委員 データを利用することも考えられますというところなんですけれども、それはしっかりと供与するときに契約して、条件で、免責もあるでしょうけれども、副作用とかもありますけれども、加えて、そういうデータを供与する、いついつまでにどのようなデータを下さいということもはっきりサインさせるべきだと思っておりますけれども、このあたりはどうなっておりますでしょうか。

○鎌田政府参考人 詳細はちよつと手元に資料がないんですが、データをいただくという約束をしているところがございます。

○白石委員 ぜひ、そこも押さえた上で、国際親善のほかにも、我が国でこれだけ苦しんでいる新型コロナウイルスの治療薬ですから、確認をとっていただきたいと思えます。

そして、大臣に質問です。

いよいよ治験が始まって、報道によると、六月末までには終了ということも出ておりますけれども、症例数にかかわらず、極論すれば、期限を切った治験、結果を出させるであるとか、国として

予算的な支援をする。治験というのは基本的には企業による承認申請というふうに、この配付資料にもありますけれども、そこに対して、今回の補正予算で挙げられた資金を使ってサポートするであるとか、そして、何より人的なリソースを、情報も含めて供与してサポートするとか、国難ですから、国としてこの治験を全面的にサポートするということがあつてしかるべきだと思いますけれども、御所見はいかがでしょう。

○加藤国務大臣 まさにアビガンを含めて、今回の新型コロナウイルス、治療薬がないということが国民の皆さんの不安である。一方で、効果があるのではないかとと言われる幾つかの薬、既存薬があります。そのうちのひとつとしてアビガンが挙げられております。

これは、アビガン自体、御承知のように、国内で開発をされて製造されているということでありますので、こうしたものについて、まさに有効性安全性を早期に確認したいということで、三月三十一日から企業治験を行ったところであります。

必要な症例数について、必要な手順に基づきデータを集め、解析、審査を行う。これは有効性、安全性を確認するためには必須でありますから、これを省略するわけにはちよつといかないというふうに思いますけれども、そうしたことをベースにしながら、できる限り短縮化できるように、我々も、例えば行政側としては、治験の調査手続、これをいかに短縮化するかということもあります。手続の効率化を図る。さらには、医療機関、これは治験に参加してもらわなければいけませんから、

問5 骨髄移植でリセットされた後の予防ワクチン再接種への国で制度化すべき

各医療機関に治験に参加してくれという協力依頼を我々も周知を図っていく等、できる限りの協力はさせていた上で、早期に結果を得て、そしていい結果が出れば、それは薬事承認というプロセスにつなげていきたいというふうに思っています。

○白石委員 行政手続のところとか、あるいは治験に参加する病院に対する協力依頼とか、陣頭指揮に立って、これはほかの病気に対する治療薬ではない、本当に重要な薬、アビガンだけじゃないですけれども、ほかにも幾つかありますけれども、特に今一番ゴールが近いというところでは、大臣、先頭に立って指揮をとっていただきたいということをお願いしたいと思います。

次の質問です。これはコロナからちよつと離れます、関連はするんですけれども。

骨髄移植によって、それまで打っていた予防ワクチン接種がリセットされる。そのリセットされた後、またもう一度予防ワクチンを再接種しないといけないんですね、骨髄移植をされた方というのは。子供たちが多いかもしれませんけれども、その方々は、今は基本、原則自費でそれを賄っています。

お手元の資料にありますけれども、これは愛媛新聞さんの記事ですけれども、自費は、非常にこれは個人的な負担になっているし、やはりワクチンというのは国民全員に打つものだ、定期接種であれば全員に打たれている、たまたま骨髄移植であればリセットされた、だから、全額自費じゃないかと、自治体によっては特例として補助しますというのがあるんですね。

しかし、ワクチンというものを全ての人に打つてもらおうということを考えれば、国として何かしらの制度的な補助、あるいは必ず打つというような形にするべきだと思うんですけれども、今、国としてはどのようにお考えでしょうか。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のありました、定期接種を既に終えた方が骨髄移植等の医療行為によりまして免疫を失った場合に予防接種を再接種することは、予防接種法に基づく定期接種の概念には現在含まれていないところでございます。

この再接種につきましては、感染症に罹患しやすい年齢等を踏まえて法令で接種年齢等を定めている定期接種になじむのかどうか、あるいは、他の理由、骨髄移植以外の理由により免疫が不十分な方の再接種を予防接種法上認めていないこととのバランスをどう考えるか、あるいは、個人の感染予防の観点から強い再接種を法律に位置づけることにより、社会防衛の観点を含む努力義務が本人にかかる場合があることをどう考えるかなどの論点がございます。

また、保険診療をというお話もあろうかと思えますけれども、一般論として、予防接種を保険の給付の対象とすることについてもいろいろ課題があるということで、慎重に検討すべきというふうに考えております。

いずれにしても、現在、予防接種法の見直しに向けて、審議会で予防接種施策全体の検討を行っていただいております。御指摘の再接種の件につきましても、審議会で一月に御議論いただいております。

おりますが、検討を進めているところでございまして、引き続き、予防接種施策全体の検討の中で検討を進めていきたいというふうに考えております。

○白石委員 検討を進めていきたいという答弁だったと思いますが、健康寿命を延ばすためには予防医療が大事だ、予防の最たるものというのは、このワクチン接種。特定のワクチンというのは、ありますし、さらにはインフルエンザというものもあります。インフルエンザも自由診療になつていて、この再接種のところとインフルエンザのところ、これは最低でも保険診療にしたなら、予防医療というのは非常に進むんだと思います。

そういったところも、医療保険には予防というのは含まないというところを外していくような方向に今なっていると思いますので、この検討をよろしく願います。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。

予防医療、予防接種を保険診療にという御指摘が今ございましたが、一般論としてお答え申し上げますと、予防接種を保険給付の対象とすることにつきましても、本来、疾病とか負傷等を保険給付の対象としております我が国の医療保険制度の目的にかかわる重要な変更になることや、あるいは、がん検診とか乳幼児健診などもございますが、他の地域保健の予防事業との関係もどう整理するかというような課題もあるというふうに承知しております。

そういう予防事業とか保険診療ということだけ

問6 介助犬のさらなる普及に向けての国の施策を

ではなくて、今、予防接種法の見直しも検討しておりますので、その中で検討をしつかりしていきたいというふうに考えております。

○白石委員 救っていただくように、検討をよろしく願います。

次は、最後のテーマとなりますけれども、介助犬です。

手元の資料の最後のところにもありますけれども、補助犬というのは、盲導犬と聴導犬とそして介助犬、この三つに分かれる。盲導犬というのは、非常に認知されていて、歴史も古い。一方、この介助犬というのは、歴史も二十五年程度、そして、何と日本国内に六十頭程度しかいない。

しかし、肢体不自由児であるとか肢体の不自由な方の人数であれば非常に多いわけで、そういう方々にもっと介助犬というのが認知され、普及され、そして使うというふうになることを願っているんですけれども、国として、この介助犬に対する補助、そしてそこに使われている予算というのは、どんなものでしょうか。

○橋本政府参考人 今御指摘をいただきました介助犬、それから盲導犬、聴導犬、これらを含めまして、法律によりまして身体障害者補助犬というふうに位置づけられているものでございます。

各地の訓練を行う事業者によりまして、補助犬として認定されるために必要な訓練がなされております。この訓練を行う事業者に対しては、認定された補助犬の育成に要した費用を都道府県が助成しているところでございます。この都道府県から訓練事業者への助成費につきまして、国は、

地域生活支援事業費補助金の中に身体障害者補助犬育成促進事業というのがございます。この事業によりまして、この都道府県からの助成費の二分の一を補助しているところでございます。

○白石委員 どれぐらいの金額かというのがなかったんですけども、国内にまだ六十頭しかないというのを考えたならそんなに大きな金額ではないと思うんですけども、どうして普及しないかということは、窓口となる市町村への説明がまだ不十分じゃないかという指摘があるんですね。

そういう肢体不自由な方の一番身近な窓口というのは市町村です。市町村で、介助犬というのがあるんですけどもお使いになりますかというようなこと、そして申請手続のサポート、こういったところが不足しているんじゃないか。あるいは医師のところも、特に整形外科医だと思いうんですけども、そういったところでの知識、そして制度の理解というのが不足しているんじゃないか。このあたりについて、国としての支援、方針はいかがでしょうか。

○橋本政府参考人 御指摘いただきました介助犬を含めた補助犬でございますけれども、身体障害者補助犬の普及を進めるため、私も厚生労働省におきましては、リーフレットやポスターの作成、配布、それからイベントの主催、開催、そして都道府県が実施する普及啓発活動への国庫補助などを行っているところでございます。

これらに加えて、令和元年度におきまして、都道府県、市町村、当事者団体、あるいは医療機関、そういった支援者などによる連携体制の構築

などを内容といたしました地方自治体向けの普及活動のガイドブックを作成したところでございます。この新しいガイドブックを各自治体の方に今後周知をいたしまして、これを活用した取組を推進するように促してまいりたいと考えております。

○白石委員 これまでのパターンだけでなく、更に斬新な取組をお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。